

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

## 対象となる方・申請受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産された料飲国保組合の被保険者が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険料の軽減方法 … 当面の間、軽減額が確定した後まとめて還付します

- 出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの出産被保険者分の保険料が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

■ …対象期間

### <注意事項>

- ・軽減期間中に出産被保険者が料飲国保組合の資格を喪失された場合は、その喪失該当月分の軽減額を返還していただく場合があります。
- ・既に保険料限度額に達している世帯については、軽減を適用しても保険料が変わらない場合があります。

## 申請に必要な書類

- 産前産後期間の保険料軽減申請書（料飲国保ホームページからダウンロードできます）
- 母子健康手帳の写し（以下のページのコピーをお願いします）
  - 【出産予定の方】① 表紙
  - ②（1ページ目）母(妊婦)の氏名・生年月日が記入されているページ
  - ③（4ページ目）分娩予定日が記入されているページ
  - 【出産された方】① 表紙
  - ②（1ページ目）出生届出済み証明が記入されているページ

## 提出先

所属組合

## 問い合わせ先

京都料理飲食業国民健康保険組合 TEL 075-256-3326

裏面「よくある質問」

# よくある質問

**Q 令和5年11月に出産しました。何月分の保険料から軽減されますか？**

**A** 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険料が軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※ 制度の施行が令和6年1月からですので、令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

**Q 出産後でも申請することはできますか？**

**A** 出産後でも申請することができます。

この場合の産前産後期間は出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。

なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

**Q すでに保険料を納めていますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？**

**A** すでに保険料を納めている場合は、還付されます。

ただし、申請が遅れると保険料を軽減できず、還付できない場合もあるため、早めの申請をお願いします。

**Q 出産前に申請しました。出産予定月と実際に出産した月が違った場合、再度の申請は必要ですか？**

**A** 出産予定月と実際の出産月が違った場合でも、再度の申請は不要です。  
出産予定月と出産月が違っていても、軽減該当期間のやり直しはしません。

**Q 軽減対象期間に料飲国保を資格喪失することになりました。  
次の健康保険でも保険料軽減されますか？**

**A** 次の健康保険で軽減対象期間を引き継ぐことが可能です。（次の健康保険への申請が必要です。）

なお、軽減対象期間に料飲国保の資格を喪失した場合は、その喪失該当月分の軽減額を返還していただく場合があります。